事業承継・M&A補助金事務局　御中

賃金引上げ計画の誓約書

**【全枠共通】**

中小企業生産性革命推進事業「事業承継・M&A補助金（12次公募）」の公募申請にあたり、以下について全て誓約します。

1. 補助事業期間において、事業場内最低賃金を、事業化状況報告時の前年度期首時点の事業場内最低賃金から30円以上増加します。

＜引上げ前および引上げ後の賃金状況＞

|  |  |
| --- | --- |
| ①決算月 | ●月 |
| ②公募申請時点の直近月（当月又は先月）の事業上内最低賃金 | ●円 |
| ③事業化状況報告時の前年度期首想定時期（予定）（注1） | ●●●●年●●月 |
| ④事業化状況報告時の前年度期首時点の事業場内最低賃金 | ●円 |
| ⑤事業化状況報告時の前年度期末時期（予定）（注1） | ●●●●年●●月 |
| ⑥事業化状況報告時の前年度期末時点での事業場内最低賃金（予定） | ●円 |
| ⑦賃金の増加額（予定）：⑥ - ④ | ●円 |

1. 補助事業の完了日が属する事業年度が公募申請を実施した事業年度と同一の場合、公募申請実施年度の期首・期末となります（公募申請の実施年度と異なる場合は、公募申請実施年度の翌年度が事業化状況報告時の前年度となります）。

(例：3月末決算・補助事業完了日が2026年2月14日の補助事業者の場合、事業化状況報告の実施は下記期間となります

○公募申請を実施した事業年度：2025/4/1～2026/3/31
○補助事業完了日が含まれる事業年度：2025/4/1～2026/3/31
○事業化状況報告の初回提出※：2026/4/1～2026/6/30
　　※補助事業完了日が含まれる事業年度から90日以内

→この時、事業化状況報告時の前年度期首・期末は公募申請実施年度の期首期末と一致します)

1. 以下の「賃上げ要件加点に係る申請内容未達時の対応」に同意します。

＜賃上げ要件加点に係る申請内容未達時の対応＞

加点を受けたうえで、本補助金で採択されたにも関わらず、申請した加点要件を達成できなかった場合は、事業化状況報告において未達が報告されてから18ヶ月の間、中小企業庁が所管する補助金※１への申請にあたっては、正当な理由が認められない限り大幅に減点する。

※１・・・令和7年8月時点では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、事業承継・M&A補助金、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金、地域商業機能複合化推進事業、中小企業省力化投資補助金

災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等※２により、やむを得ず加点要件を達成できなかった場合には、その限りではない。その場合には、事業化状況報告の提出時にその理由を説明すること。やむを得ない理由と認められた場合に限り、減点を免除する。

 ※２・・・震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと等により、事業において著しい損失を受けたと認められる場合（国税通則法第46条）その他これに準ずるものとして中小企業庁が認めた場合

令和●年●月●日

住所：

社名（屋号）：

代表者氏名：　　　　　　　　印

事業承継・M&A補助金事務局　御中

賃金引上げ計画の誓約書

**【専門家活用枠（売り手支援類型のみ）】**

中小企業生産性革命推進事業「事業承継・M&A補助金（12次公募）」の公募申請にあたり、以下3についても誓約します。

3. 補助事業期間中に実施する最低賃金引き上げについては、経営資源の引継ぎ先である買い手との間において、当該経営資源の引継ぎ（M&A）以降においても、今回実施した賃上げの状況を継続することを合意したことを誓約します。

・成約した買い手（法人名又は個人事業主の名称）：

・買い手との間で合意した内容（自由記載）：

令和●年●月●日

住所：

社名（屋号）：

代表者氏名：　　　　　　　　印

事業承継・M&A補助金事務局　御中

対象の事業場が複数にまたがる場合は、書面を複数枚作成し、Zipファイル等にまとめる等によりご提出ください。

誓約書は法人・個人共通です。記名押印済みの書面をPDF形式で提出してください。

**記入例**

賃金引上げ計画の誓約書

**【全枠共通】**

中小企業生産性革命推進事業「事業承継・M&A補助金（12次公募）」の公募申請にあたり、以下について全て誓約します。

1. 補助事業期間において、事業場内最低賃金を、事業化状況報告時の前年度期首時点の事業場内最低賃金から30円以上増加します。

＜引上げ前および引上げ後の賃金状況＞

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 決算月
 | 3月 |
| 1. 公募申請時点の直近月（当月又は先月）の事業上内最低賃金
 | 1010円 |
| 1. 事業化状況報告時の前年度期首想定時期（予定）（注1）
 | 2025年4月 |
| ④事業化状況報告時の前年度期首時点の事業場内最低賃金 | 1000円 |
| 1. 事業化状況報告時の前年度期末時期（予定）（注1）
 | 2026年3月 |
| ⑥事業化状況報告時の前年度期末時点での事業場内最低賃金（予定） | 1040円 |
| ⑦賃金の増加額（予定）：⑥ - ④ | 40円 |

1. 補助事業の完了日が属する事業年度が公募申請を実施した事業年度と同一の場合、公募申請実施年度の期首・期末となります（公募申請の実施年度と異なる場合は、公募申請実施年度の翌年度が事業化状況報告時の前年度となります）。

(例：3月末決算・補助事業完了日が2026年2月14日の補助事業者の場合、事業化状況報告の実施は下記期間となります

○公募申請を実施した事業年度：2025/4/1～2026/3/31
○補助事業完了日が含まれる事業年度：2025/4/1～2026/3/31
○事業化状況報告の初回提出※：2026/4/1～2026/6/30
　　※補助事業完了日が含まれる事業年度から90日以内

→この時、事業化状況報告時の前年度期首・期末は公募申請実施年度の期首期末と一致します)

1. 以下の「賃上げ要件加点に係る申請内容未達時の対応」に同意します。

＜賃上げ要件加点に係る申請内容未達時の対応＞

加点を受けたうえで、本補助金で採択されたにも関わらず、申請した加点要件を達成できなかった場合は、事業化状況報告において未達が報告されてから18ヶ月の間、中小企業庁が所管する補助金※１への申請にあたっては、正当な理由が認められない限り大幅に減点する。

※１・・・令和7年8月時点では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、事業承継・M&A補助金、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金、地域商業機能複合化推進事業、中小企業省力化投資補助金

災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等※２により、やむを得ず加点要件を達成できなかった場合には、その限りではない。その場合には、事業化状況報告の提出時にその理由を説明すること。やむを得ない理由と認められた場合に限り、減点を免除する。

 ※２・・・震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと等により、事業において著しい損失を受けたと認められる場合（国税通則法第46条）その他これに準ずるものとして中小企業庁が認めた場合

一度紙に印刷した上で押印し、押印済みの書面をPDF化してください。（データでの押印や印の無い場合は不備とみなします。）

令和7年9月10日

住所：東京都XXX市XXX町１－２－３

社名（屋号）：事業承継・M&A株式会社

代表者氏名：　　　　○○　○○　　　　印

事業承継・M&A補助金事務局　御中

売り手支援類型の場合のみ、本書類も提出してください。

対象の事業場が複数にまたがる場合は、書面を複数枚作成し、Zipファイル等にまとめる等によりご提出ください。

**記入例**

賃金引上げ計画の誓約書

**【専門家活用枠（売り手支援類型のみ）】**

中小企業生産性革命推進事業「事業承継・M&A補助金（12次公募）」の公募申請にあたり、以下3についても誓約します。

1. 補助事業期間中に実施する最低賃金引き上げについては、経営資源の引継ぎ先である買い手との間において、当該経営資源の引継ぎ（M&A）以降においても、今回実施した賃上げの状況を継続することを合意したことを誓約します。

・成約した買い手（法人名又は個人事業主の名称）：専門家活用株式会社

・買い手との間で合意した内容（自由記載）：株式譲渡前に当社が実施した賃上げ後の賃金水準について、完全子会社化が完了した後も維持・向上することを、専門家活用株式会社の代表取締役である○○○○社長にXX月XX日付でお約束頂いた。

令和7年9月10日

住所：東京都XXX市XXX町１－２－３

社名（屋号）：事業承継・M&A株式会社

代表者氏名：　　　　○○　○○　　　　印

一度紙に印刷した上で押印し、押印済みの書面をPDF化してください。（データでの押印や印の無い場合は不備とみなします。）